

岩国市公告第 13 号

経営管理権集積計画の縦覧について

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 30 日

岩国市長 福田 良彦



1 縦覧期間及び縦覧時間

令和 6 年 1 月 30 日から令和 16 年 3 月 31 日までの間（ただし、岩国市の休日を定める条例（平成 18 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項に定める市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 経営管理権集積計画の縦覧場所

岩国市のホームページ

岩国市役所農林水産部農林振興課

由宇総合支所農林建設課

周東総合支所農林課

錦総合支所農林建設課

美和総合支所農林建設課

岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

岩国市由宇町中央一丁目 1 番 10 号

岩国市周東町下久原 1208 番地 1

岩国市錦町広瀬 12 番地 8

岩国市美和町生見 12126 番地

3 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在及び地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間
集 R5-2	岩国市天尾字荒瀬 10697	1230	7-1	山林	0.3570	令和 6 年 1 月 30 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで

4 本公告により、岩国市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。